

●香川県告示第70号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、坂手加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、告示する。

平成29年3月7日

香川県知事 浜 田 恵 造